

『(仮称)堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本事項（案）について

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

- 子ども・子育て支援新制度導入の経過や新制度における事業計画の重要性等について記載

2. 計画の位置づけ

- 本市の上位計画（基本計画）や他の行政計画等との関係
※ 現行の「次世代育成支援対策推進行動計画(堺市子ども青少年育成計画)」との関係についても記載

3. 計画期間

- 平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4. 計画の対象

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟に施策を展開します。

5. 子ども・子育て支援新制度について

- 制度概要や意義、現行制度との変更点等について記載

第2章 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

1. 人口、出生、家庭等の状況

- 本市の総人口や就学前人口、出生数、合計特殊出生率の推移等を記載

2. 子育て支援サービス等の利用状況及び利用意向

- ニーズ調査結果の概要を記載

3. 子ども青少年の育成をめぐる課題

- 児童虐待件数の推移
- 地域における子育て力の低下

第3章 計画の理念と基本方針

1. 基本理念

- 「堺市子ども青少年育成計画」の基本理念や国の「基本指針の概ねの案」における「子ども・子育て支援の意義」等を踏まえ検討

2. 計画の柱

- 堺市子ども青少年育成計画の3つの柱を踏まえ検討

第4章 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

1. 幼児期における教育・保育の推進

- 教育・保育の提供区域の設定

※ 地理的要件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」を定める。

- 各年度における教育・保育の「量の見込み」と「提供体制の確保方策」

2. 地域における子ども・子育て支援の推進

- 各年度における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保方策」

3. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- 認定こども園の普及に係る基本的考え方について
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進
- 教育・保育施設と地域型保育事業の連携と保幼小連携

4. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第5章 施策体系

1. 施策の体系図

2. 推進事業

- 子ども青少年育成計画における12の施策領域

第6章 計画推進に向けて

1. 推進体制の整備

2. 実施状況の継続的な点検